

エイズ予防指針作業班開催要項

1 目 的

「エイズ予防指針作業班」（以下「作業班」という。）は、厚生科学審議会感染症分科会感染症部会エイズ・性感染症ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）が参集を求める有識者等により、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（以下「エイズ予防指針」という。）に基づく施策の推進状況について専門的な評価を行い、今後のエイズ対策の方向性及び具体的な施策について専門的な検討を行うことを目的として開催する。

2 検討事項

- (1) エイズ予防指針に関する国、都道府県等の取組状況について評価を行うこと。
- (2) エイズ対策をより総合的・体系的に実施するため、エイズ予防指針について再検討を行い、ワーキンググループに報告すること。

3 作業班の構成

- (1) 作業班に参集を求める構成員は15名以内とし、エイズ対策に精通した学識等を有する者とする。
- (2) 構成員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げるものではない。
- (3) 作業班に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- (4) 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者とする。
- (5) 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 班長の指名

- (1) 作業班に班長を置く。
- (2) 班長は、作業班構成員の中から互選により選出する。

5 作業班の開催

作業班は必要に応じ、班長が召集する。

6 会議の公開

- (1) 作業班の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他の個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、班長は、会議を非公開とすることができる。
- (2) 班長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

7 議事録

- (1) 作業班における議事に関して次の事項を議事録として記録するものとする。
 - ① 会議の日時及び場所
 - ② 出席した作業班構成員及び専門委員の氏名
 - ③ 議事となった事項
- (2) 議事録は公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他の個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、班長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (3) 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、班長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

8 庶 務

作業班の庶務は、厚生労働省健康局疾病対策課において処理する。

9 雑 則

この開催要項に定めるほか、作業班の運営に関し必要な事項は、班長が定める。